

市立小中学校におけるいじめ対応の確認結果について

本年3月「浜松市いじめ問題再調査委員会」からの提言を受け、9月に「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」を改定しました。一方で、学校から提出されたいじめ認知報告書等について公文書公開請求があり、平成29年度から令和3年度までの「いじめ認知報告書」を確認してまいりました。

その結果と「いじめ認知報告書」の改訂について以下のとおりご報告いたします。

1 いじめ認知報告書について

- 学校が認知したいじめの措置とその結果について毎月作成し、教育委員会に報告するもの。

資料1

2 内容について

- 「重大事態」の項目には、「可能性有」「重大事態」を記載し、該当しない案件は「空欄」。
- 「解消状況」の項目には、「解消」「一定解消」「取組中」のいずれかを記載。
- 学校は、「いじめ認知報告書」について、当該月の対応を記載。事案に変化があれば、都度記録を更新していた。

【いじめ認知報告書の記載状況（H29～R3）】 (単位：件)

「重大事態」の項目		「解消状況」の項目		
		解消	一定解消	取組中
「重大事態」	57	18	12	27
「可能性有」	589	272	155	162
計	646	290	167	189

3 当時の事案への対応について

- 学校では、重大事態の定義※にとらわれず、懸念される事案を広くとらえ、いじめ認知報告書に記載し、教育委員会へ報告していた。

※重大事態の定義

「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より

- いじめにより生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑い
- いじめにより相当な期間の欠席（30日が目安）
- 被害児童生徒や保護者の申立て

- 「いじめ認知報告書」の「重大事態」欄は、重大事態認定前に、当該事案が重大な事案かどうかの確認のやりとりのため使用していた。
- 教育委員会は、学校から報告された「重大事態」「可能性有」について、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校と状況を確認しながら、指導や指示、支援を行っていた。
- 教育委員会は、関係児童生徒や保護者の状況を学校から確認し、重大事態の定義に基づき、重大事態の認定を行っていた。

4 対応について

(1) 「重大事態」「可能性有」と記載された事案への対応

- 646件は、解消しているものと考えられるが、当時の解消の基準が明らかでないため、状況を確認する。

(2) 「いじめ認知報告書」の改訂（令和4年10月1日～） 資料2

- 「いじめ認知報告書」の「重大事態」の項目は、法に基づく重大事態と誤解が生じる恐れがあるため、「個別報告」と変更した。
- 「解消状況」の項目は、基準が明らかでないため、「解消」「取組中（3か月未満）」「取組中（3か月以上）」のいずれかを記載するよう改めた。

